

令和7年定例会 提出議案件名一覧表(6月3日及び6月12日上程分)

議案第104号	令和7年度三重県一般会計補正予算(第2号)
議案第105号	職員等の旅費に関する条例及び知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案
議案第106号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案
議案第107号	三重県半島振興対策実施地域における県税の特例措置に関する条例等の一部を改正する条例案
議案第108号	子どもを虐待から守る条例の一部を改正する条例案
議案第109号	三重県立公衆衛生学院条例及び三重県農業大学校条例の一部を改正する条例案
議案第110号	三重県港湾施設管理条例の一部を改正する条例案
議案第111号	三重県立学校体育施設の使用料に関する条例の一部を改正する条例案
議案第112号	企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案
議案第113号	病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案
議案第114号	三重県暴力団排除条例の一部を改正する条例案
議案第115号	工事請負契約について(伊勢市道高向小俣線(宮川橋)橋梁架替(下部工)工事(P6橋脚))
議案第116号	工事請負契約について(伊勢市道高向小俣線(宮川橋)橋梁架替(下部工)工事(P7橋脚))
議案第117号	工事請負契約について(伊勢市道高向小俣線(宮川橋)橋梁架替(下部工)工事(P8橋脚))
議案第118号	工事請負契約の変更について(伊勢市道高向小俣線(宮川橋)橋梁架替(下部工)工事(P4橋脚))
議案第119号	工事請負契約の変更について(伊勢市道高向小俣線(宮川橋)橋梁架替(下部工)工事(P5橋脚))
議案第120号	工事請負契約の変更について(主要地方道伊勢磯部線(恵利原橋)橋梁耐震対策(上部工)工事)
議案第121号	財産の取得について
議案第122号	令和7年度三重県一般会計補正予算(第3号)
議案第123号	三重県議会議員及び三重県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例案
議案第124号	選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

令和7年定例会6月定例会議 請願審査結果一覧表

区 分	総 数	採 択	一部採択	不採択	審査中	継続審査	審議未了	その他
新規分	1	1						
継続分								
計	1	1						

(請願)

(新規分)

所管 委員会	受理 番号	件 名	提 出 者	紹介議員	審査結果	処理経過及び結果の 報告を求めるもの
環境生 活農林 水産	請 37	四日市市食肉センター・食肉地 方卸売市場の早期建て替えに ついて	四日市市新正四丁目 19 番 3 号 四日市市食肉売買参加者組合 理事長 荒木 満 ほか7名	荊原 広樹 龍神 啓介 芳野 正英 山崎 博 田中 智也 石田 成生 小林 正人	採択	○

令和7年定例会6月定例会月会議 意見書案一覧表

令和7年6月

[意見書案]

○議員発議

意見書案第1号 地方財政の充実及び強化を求める意見書案

意見書案第1号

地方財政の充実及び強化を求める意見書案

上記提出する。

令和7年6月23日

提出者

荊原 広樹

龍神 啓介

芳野 正英

喜田 健児

中瀬 信之

山崎 博

山内 道明

村林 聡

小林 正人

長田 隆尚

地方財政の充実及び強化を求める意見書案

地方公共団体には、急激な少子高齢化の進展に伴う子育て・医療・介護等の社会保障制度の整備、人口減少下における地域活性化対策、脱炭素化を目指した環境対策、行政のデジタル化の推進等、極めて多岐にわたる新たな役割が求められている。

一方で、地方公務員等の公共サービスを担う人材の不足は深刻であり、様々な政策課題に対応しなければならない現場は疲弊している。

政府は、「経済財政運営と改革の基本方針 2024」において、地方公共団体の安定的な財政運営のため、地方一般財源の総額について、引き続き前年度を下回らないよう実質的に同水準を確保することとしている。

しかし、行政需要が増大する一方、人員体制が不足する現状に鑑みれば、現行の地方一般財源の総額から一步踏み出した水準を確保するなど、より積極的に地方財政の充実及び強化を図ることが求められる。

よって、本県議会は、令和8年度の政府予算編成及び地方財政対策において、社会全体として求められている賃上げ基調にも相応する人件費の確保まで含めた地方財政を実現するよう、国に対し、下記の事項を実現するよう強く求める。

記

- 1 社会保障の充実、地域活性化、DX化、脱炭素化、物価高騰対策、防災・減災、地域公共交通の再構築等、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、これを支える人材を確保するための人件費を重視する観点から、現行の水準にとどまらず、より積極的に地方財源の確保及び充実を図ること。
- 2 子育て対策、地域医療及び介護の確保、生活困窮者の自立支援等、より高まりつつある社会保障に対する財政需要が地方公共団体の一般行政経費を圧迫していることから、引き続き地方単独事業分も含め、社会保障経費の十分な拡充を図ること。特に、これらの分野を支える人材の

確保に向けた地方公共団体の取組を十分に支える財政措置を講じること。

- 3 地方交付税の法定率を引き上げるなど、臨時財政対策債に頼らずに、より自律的な地方財政の確立に引き続き取り組むこと。また、地域間の財源偏在性の是正に向けては、所得税及び偏在性がより小さい消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。
- 4 減税政策を検討するに当たっては、地方財政を毀損することがないよう、あらかじめ「国と地方の協議の場」を活用するなどにより、特段の配慮を行うこと。また、減税を実施することにより地方公共団体の減収が見込まれる場合には、確実にその補填を行うこと。
- 5 地方財政計画に「地方創生推進費」として計上されている1兆円については、現行の財政需要において不可欠な規模となっていることから、より明確に恒久的財源として位置付けること。また、その一部において導入されている行政改革の努力及び取組の成果に応じた算定方法は、標準的な行政水準を保障するという地方交付税制度の趣旨に反することから、今後採用しないこと。
- 6 会計年度任用職員においては、令和6年度から勤勉手当の支給が可能となったものの、今後も当該職員の処遇改善及び雇用確保が求められることから、引き続きその財政需要を十分に満たすこと。
- 7 諸手当の支給水準が国の基準を超えている地方公共団体に対する特別交付税の減額措置については、地域手当が減額措置の対象から除外されたものの、期末手当、勤勉手当等はいまだ減額措置の対象のままであることから、地方公共団体の自主性を尊重し、これらの手当を対象とした減額措置を早期に廃止すること。
- 8 地方公共団体情報システムの標準化の取組を推進するに当たっては、その移行に係る経費のみならず、その移行の影響を受ける他の情報システムの改修経費及び大幅な増額が見込まれる情報システムの運用経費を含め、必要な財政措置を講じること。また、戸籍等への記載事項における氏名の振り仮名の追加、マイナンバーカードの健康保険証利用、

マイナンバーカードと運転免許証の一体化等、DX化に向けた制度の改正に伴い、地方公共団体において情報システムの改修、事務の負担及び人件費の増大が見込まれる場合には、必要な財政措置を講じること。

- 9 地域の活性化に向けてその存在意義が改めて重視されている地域公共交通については、公共交通専任担当者の確保を支援するとともに、こども・子育て政策と同様、普通交付税の個別算定項目に位置付け、一層の施策の充実を図ること。
- 10 人口減少に直面する小規模地方公共団体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能及び財政調整機能の強化を図ること。
- 11 地方公共団体が行う事業においては、労務費の適切な価格転嫁が果たされるよう、必要な財政措置を講じること。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 服部 富男

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

厚生労働大臣

国土交通大臣

デジタル大臣

内閣府特命担当大臣（こども政策）

内閣府特命担当大臣（経済財政政策）

内閣府特命担当大臣（地方創生）

令和7年定例会6月定例会月会議 決議案一覧表

令和7年6月

[決議案]

○議員発議

決議案第1号 北朝鮮による拉致被害者の早急な全員即時一括帰国を求める決議案

決議案第 1 号

北朝鮮による拉致被害者の早急な全員即時一括帰国を求める決議案

上記提出する。

令和 7 年 6 月 2 3 日

提 出 者

荊 原 広 樹

龍 神 啓 介

芳 野 正 英

川 口 円

喜 田 健 児

中 瀬 信 之

山 崎 博

山 内 道 明

村 林 聡

小 林 正 人

長 田 隆 尚

中 森 博 文

北朝鮮による拉致被害者の早急な 全員即時一括帰国を求める決議案

北朝鮮は拉致した多数の日本国民を現在においても不法に抑留し続けており、北朝鮮による拉致問題はいまだ解決に至っていない。拉致問題は、国民の生命及び安全を侵害する重大な人権問題であるとともに、我が国の主権を侵害する行為であり、国の責任において一刻も早く解決すべき重要課題である。

こうした中、北朝鮮による拉致被害者家族連絡会（以下「家族会」という。）の結成前から救出運動の先頭に立ってきた有本明弘さんが今年2月15日に逝去された。このため、家族会の親世代のメンバーは横田早紀江さんのみとなってしまう、また、拉致被害者自身の高齢化も進んでいる。このことから、拉致問題はもはや一刻の猶予もない状況に置かれている。

また、今年2月に、家族会及び北朝鮮に拉致された日本人を救出するための全国協議会は、「政府に、親の世代の家族が存命のうちに全拉致被害者の一括帰国を実現させること」を求める新しい運動方針を決定し、石破内閣総理大臣にその説明を行った。そのときに、石破内閣総理大臣からは、アメリカ合衆国との首脳会談の際に、トランプ大統領から拉致問題の解決に向けた全面的な支持を得たとの発言があったところである。

長年にわたり肉親との再会を待ち望み、一目でいいから会いたいと願う拉致被害者の家族の忍耐は既に限界を超えている。そのため、北朝鮮による拉致問題を風化させることなく、拉致被害者全員の帰国の実現に向けて国を挙げて全力で取り組むことが必要である。

よって、本県議会は、北朝鮮に対し、一日も早く拉致被害者全員を帰国させるよう強く求めるとともに、政府及び国会において、全拉致被害者の即時一括帰国の早急な実現のために全力を尽くして取り組むよう強く要望する。

以上、決議する。

令和 年 月 日

三重県議会

令和7年三重県議会定例会提出予定議案概要(追加提案・その8)

区分	件名	概要																												
◎その他議案 (3件) 総務部	<p>【議案第 125 号】 公安委員会委員の選任につき同意を得るについて</p> <p>【議案第 126 号】 人事委員会委員の選任につき同意を得るについて</p> <p>【議案第 127 号】 収用委員会委員及び予備委員の選任につき同意を得るについて</p>	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>予算</td> <td>- 件</td> <td rowspan="6" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</td> <td rowspan="6" style="vertical-align: middle;">議案 3件</td> </tr> <tr> <td>条例案</td> <td>- 件</td> </tr> <tr> <td>その他議案</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>認定</td> <td>- 件</td> </tr> <tr> <td>報告</td> <td>- 件</td> </tr> <tr> <td>提出</td> <td>- 件</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>3件</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>公安委員会委員に次の者を選任するにあたり、警察法第39条第1項の規定に基づき同意を得るもの</p> <p style="text-align: center;">松 阪 市 志 田 幸 雄</p> <p>人事委員会委員に次の者を選任するにあたり、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき同意を得るもの</p> <p style="text-align: center;">三重郡菰野町 北 岡 寛 之</p> <p>収用委員会委員及び予備委員に次の者を選任するにあたり、土地収用法第52条第3項の規定に基づき同意を得るもの</p> <p>(収用委員会委員)</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">津 市</td> <td style="width: 50%;">飯 田 聡</td> </tr> <tr> <td>四 日 市 市</td> <td>澁 谷 郁 子</td> </tr> <tr> <td>四 日 市 市</td> <td>土 田 繁</td> </tr> </table> <p>(収用委員会予備委員)</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">津 市</td> <td style="width: 50%;">三 浦 敏 秀</td> </tr> <tr> <td>鈴 鹿 市</td> <td>山 田 梨 津 子</td> </tr> </table>	予算	- 件	}	議案 3件	条例案	- 件	その他議案	3件	認定	- 件	報告	- 件	提出	- 件	計	3件			津 市	飯 田 聡	四 日 市 市	澁 谷 郁 子	四 日 市 市	土 田 繁	津 市	三 浦 敏 秀	鈴 鹿 市	山 田 梨 津 子
予算	- 件	}	議案 3件																											
条例案	- 件																													
その他議案	3件																													
認定	- 件																													
報告	- 件																													
提出	- 件																													
計	3件																													
津 市	飯 田 聡																													
四 日 市 市	澁 谷 郁 子																													
四 日 市 市	土 田 繁																													
津 市	三 浦 敏 秀																													
鈴 鹿 市	山 田 梨 津 子																													

議員派遣一覧表

<p>1 全国都道府県議会議長会 男女共同参画委員会</p> <p>(1) 派遣目的 都道府県議会の議長・副議長経験がある女性議員を中心に構成される本委員会において、都道府県議会における男女共同参画の推進のため意見交換し、報告・提言を行うことを目的とする。</p> <p>(2) 派遣場所 東京都</p> <p>(3) 派遣期間 令和7年8月26日 1日間</p> <p>(4) 派遣議員 杉本 熊野 議員</p>
<p>2 全国都道府県議会議長会 女性議員研究交流大会</p> <p>(1) 派遣目的 地方議会でさらに女性が活躍しやすい環境整備につなげるとともに、大会参加を通じて女性議員間の一層の連携を深めることを目的とする。</p> <p>(2) 派遣場所 東京都</p> <p>(3) 派遣期間 令和7年8月26日 1日間</p> <p>(4) 派遣議員 松浦 慶子 議員 吉田 紋華 議員 中瀬古初美 議員 杉本 熊野 議員 谷川 孝栄 議員</p>
<p>3 第19回紀伊半島三県議会交流会議</p> <p>(1) 派遣目的 「第19回紀伊半島三県議会交流会議」に出席し、紀伊半島三県に共通する課題等について、緊密な意見交換を行うことを目的とする。</p> <p>(2) 派遣場所 奈良県橿原市</p> <p>(3) 派遣期間 令和7年9月1日 1日間</p> <p>(4) 派遣議員 芳野 正英 議員 田中 智也 議員 谷川 孝栄 議員 東 豊 議員 西場 信行 議員</p>

6月30日の議事予定

開 議

諸報告

- ・付託議案審査報告書並びに請願審査結果報告書の提出について
- ・意見書案の提出について
- ・決議案の提出について
- ・議案の配付について

日程第1 議案第104号から議案第124号まで
〔委員長報告、討論、採決〕

日程第2 請願の件
〔討論、採決〕

日程第3 意見書案第1号
〔討論、採決〕

日程第4 決議案第1号
〔討論、採決〕

日程第5 常任委員会の調査事項に関する報告の件

日程第6 議案第125号から議案第127号まで
〔提案説明、採決〕

日程第7 議員派遣の件

休会の件

散 会

議員連盟総会

委員長会議

広聴広報会議

令和 7 年定例会日程

月	日	曜	日 程		備 考
9月	19日	金	休 会		議会運営委員会
	20日	土			
	21日	日			
	22日	月	休 会		
	23日	火		(秋分の日)	
	24日	水	休 会		
	25日	木	本会議	議案上程(9月定例会月議)	議案聴取会 議会運営委員会
	26日	金	休 会		
	27日	土			
	28日	日			
	29日	月	休 会		
	30日	火	本会議	代表質問 議案質疑	議会運営委員会
10月	1日	水	休 会		
	2日	木	本会議	一般質問	
	3日	金	休 会		
	4日	土			
	5日	日			
	6日	月	本会議	一般質問	
	7日	火	休 会		
	8日	水	本会議	一般質問	
	9日	木	委員会	予算決算常任委員会(企業会計決算) (予算決算常任委員会総括質疑)	
	10日	金	休 会	全員協議会(展開方針、予算調製方針)	
	11日	土			
	12日	日			
	13日	月		(スポーツの日)	
	14日	火	委員会	付託議案審査[政策企画 雇用経済観光、環境生活農林水産、医療保健子ども福祉病院 の各常任委員会・分科会]	
	15日	水	委員会	付託議案審査[総務 地域連携交通、防災県土整備企業、教育警察 の各常任委員会・分科会]	
	16日	木	委員会	付託議案審査[政策企画 雇用経済観光、環境生活農林水産、医療保健子ども福祉病院 の各常任委員会・分科会]	
	17日	金	委員会	付託議案審査[総務 地域連携交通、防災県土整備企業、教育警察 の各常任委員会・分科会]	
	18日	土			
	19日	日			
	20日	月	本会議	代表質問 予算決算常任委員会(採決)	
	21日	火	休 会	(常任委員会予備日)	
	22日	水	休 会	(委員会等予備日)	
	23日	木	休 会		代表者会議 議会運営委員会
	24日	金	本会議	採決 議案上程 予算決算常任委員会(一般・特別会計決算)	
	25日	土			
	26日	日			
	27日	月	委員会	全員協議会(定期監査結果、内部統制) 予算決算常任委員会(当初予算編成の基本的な考え方)	
	28日	火	委員会	予算決算常任委員会(当初予算編成の基本的な考え方)	
	29日	水	休 会		
	30日	木	休 会		
	31日	金	委員会	予算決算常任委員会(決算総括質疑)	

月	日	曜	日 程	備 考
11月	1日	土		
	2日	日		
	3日	月	(文化の日)	
	4日	火	休 会	
	5日	水	休 会	
	6日	木	委員会 予算決算常任委員会分科会〔政策企画雇用経済観光、 環境生活農林水産、教育警察〕	
	7日	金	委員会 予算決算常任委員会分科会〔総務地域連携交通、 防災県土整備企業、医療保健子ども福祉病院〕	
	8日	土		
	9日	日		
	10日	月	休 会	代表者会議
	11日	火	休 会	
	12日	水	休 会	
	13日	木	休 会	
	14日	金	休 会	
	15日	土		
	16日	日		
	17日	月	休 会	
	18日	火	委員会 予算決算常任委員会(一般・特別会計決算採決)	議会運営委員会
	19日	水	休 会	
	20日	木	休 会	
	21日	金	休 会	
	22日	土		
	23日	日	(勤労感謝の日)	
	24日	月	(振替休日)	
	25日	火	本会議 採決 議案上程(11月定例会会議)	議案聴取会 議会運営委員会
	26日	水	休 会	
	27日	木	休 会	
	28日	金	本会議 議案質疑	議会運営委員会
	29日	土		
	30日	日		
12月	1日	月	本会議 一般質問	
	2日	火	休 会	
	3日	水	本会議 一般質問	
	4日	木	休 会	
	5日	金	本会議 一般質問	
	6日	土		
	7日	日		
	8日	月	委員会 予算決算常任委員会(当初予算要求状況)	
	9日	火	委員会 予算決算常任委員会(当初予算要求状況総括的質疑) (予算決算常任委員会総括質疑)	
	10日	水	委員会 付託議案審査〔 政策企画雇用経済観光、防災県土整備企業、 教育警察 の各常任委員会・分科会〕	
	11日	木	委員会 付託議案審査〔 総務地域連携交通、環境生活農林水産、 医療保健 子ども福祉病院の各常任委員会・分科会〕	
	12日	金	委員会 付託議案審査〔 政策企画雇用経済観光、防災県土整備企業、 教育警察 の各常任委員会・分科会〕	
	13日	土		
	14日	日		
	15日	月	委員会 付託議案審査〔 総務地域連携交通、環境生活農林水産、 医療保健 子ども福祉病院の各常任委員会・分科会〕	
	16日	火	休 会 (常任委員会予備日)	
	17日	水	休 会 (委員会等予備日)	
	18日	木	委員会 予算決算常任委員会(採決)	
	19日	金	休 会	代表者会議 議会運営委員会
	20日	土		
	21日	日		
	22日	月	本会議 閉会(採決)	

※ 請願陳情の受理

- ・ 9月25日(木) 午後5時
- ・ 11月25日(火) 午後5時

※ 文書による質問ができる期間

- ・ 7月1日(火)～9月24日(水)
- ・ 10月25日(土)～11月24日(月)

日	令和7年7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和8年1月	2月	3月	4月	5月	6月	日
1	火	金	月	水	土	月 一般質問	木 (元日)	日	日	水	金	月	1
2	水	土	火 県外調査	木 一般質問	日	火	金	月	月	木	土	火	2
3	木 県内調査(教育)	日	水 県外調査	金	月 (文化の日)	水 一般質問	土	火 代表者会議	火 一般質問	金	日 (憲法記念日)	水 議案上程	3
4	金 県内調査(教育)	月 県内調査	木 県外調査	土	火	木	日	水	水 追加議案上程	土	月 (みどりの日)	木	4
5	土	火 県内調査	金	日	水	金 一般質問	月	木	木	日	火 (こどもの日)	金	5
6	日	水 県内調査	土	月 一般質問	木 政雇・環農・教警分科会(決算)	土	火	金	金 一般質問・質疑	月	水	土	6
7	月	木	日	火	金 総地・防農・医子分科会(決算)	日	水	土	土	火	木	日	7
8	火	金	月	水 一般質問	土	月 予決(当初予算要求状況)	木	日	日	水	金	月 議案質疑	8
9	水	土	火 県外調査	木 予決(企業会計)予決総括質疑	日	火 予決(当初総括的質疑)予決総括質疑	金	月	月 予決(総括質疑)	木	土	火	9
10	木	日	水 県外調査	金 全協(展開方針・予算方針)	月 代表者会議	水 政雇・防農・教警常任委・分科会	土	火 議運	火 常任委・分科会	金	日	水 一般質問	10
11	金	月 (山の日)	木 県外調査	土	火	木 総地・環農・医子常任委・分科会	日	水 (建国記念の日)	水 常任委・分科会	土	月	木	11
12	土	火	金	日	水	金 政雇・防農・教警常任委・分科会	月 (成人の日)	木 全協(当初予算)	木 常任委・分科会	日	火 代表者会議議運	金 一般質問	12
13	日	水	土	月 (スポーツの日)	木	土	火	金	金 常任委・分科会	月	水	土	13
14	月	木	日	火 政雇・環農・医子常任委・分科会	金	日	水	土	土	火	木 代表者会議	日	14
15	火 予決(県政レポート)	金	月 (敬老の日)	水 総地・防農・教警常任委・分科会	土	月 総地・環農・医子常任委・分科会(常任委員会予備日)	木	日	日	水	金 代表者会議	月	15
16	水	土	火 代表者会議	木 政雇・環農・医子常任委・分科会	日	火	金	月	月 (常任委員会予備日)	木	土	火 一般質問	16
17	木	日	水	金 総地・防農・教警常任委・分科会	月	水 (委員会等予備日)	土	火 議案上程	火 (委員会等予備日)	金	日	水 (予決総括質疑)	17
18	金	月	木	土	火 予決(採決)議運	木 予決(採決)	日	水 議案聴取会	水 予決(採決)	土	月 代表者会議議運	木 常任委・分科会	18
19	土	火	金 議運	日	水	金 代表者会議議運	月 開会	木	木 代表者会議議運	日	火 役員改選	金 常任委・分科会	19
20	日	水	土	月 代表質問予決(採決)	木	土	火	金	金 (春分の日)	月	水	土	20
21	月 (海の日)	木	日	火 (常任委員会予備日)	金	日	水	土	土	火	木 代表者会議	日	21
22	火	金	月	水 (委員会等予備日)	土	月 閉会(採決)	木	日	日	水	金 常任委(所管説明)	月 常任委・分科会	22
23	水	土	火 (秋分の日)	木 代表者会議議運	日 (勤労感謝の日)	火	金	月 (天皇誕生日)	月 採決	木	土	火 常任委・分科会	23
24	木	日	水	金 採決・議案上程予決(一般・特別会計)	月 (振替休日)	水	土	火	火	金	日	水 (常任委員会予備日)	24
25	金	月	木 議案上程	土	火 採決・議案上程	木	日	水 代表質問・質疑	水	土	月 常任委(所管説明)	木 (委員会等予備日)	25
26	土	火	金	日	水	金	月	木	木	日	火 常任委(所管説明)	金 予決(採決)	26
27	日	水	土	月 全協(監査結果・内部統制)予決(当初予算の考え方)	木	土	火	金 一般質問	金	月	水 議運	土	27
28	月	木	日	火 予決(当初予算の考え方)	金 議案質疑	日	水	土	土	火	木	日	28
29	火 県内調査	金	月	水	土	月	木		日	水 (昭和の日)	金 特別委(活動計画)	月 代表者会議議運	29
30	水 県内調査	土	火 代表質問・議案質疑	木	日	火	金		月	木	土	火 採決	30
31	木 県内調査	日		金 予決(決算総括質疑)		水	土		火 議案上程・採決		日		31

- 本会議開催日
- 議決休会日
- 休日休会日

(注) 令和7年6月27日時点での年間議事予定のため、その後変更される場合があります。最新の日程は三重県議会ホームページの『月別の日程』でご確認ください。

電力需給ひっ迫時の対応方針

中部、関西エリアにおいて、厳しい電力需給状況が予想され、政府から「電力需給ひっ迫注意報」等が発令された場合には、危機管理統括監をトップとする「電力需給ひっ迫連絡会」等により県庁内で情報共有し、各エリアのひっ迫度に応じ、それぞれの庁舎（病院やライフライン、文化施設等を除く）において以下の2段階の対応を行います。

1 第1段階

(1) 状況

関係エリアに対し、政府が「電力需給ひっ迫注意報」を発令したとき。

※あらゆる供給対策を踏まえても、広域予備率が5～3%の見通しとなった場合、前日16:00を目途に注意報が発令されます。

(2) 県の対応

- ①（夏季の場合）空調（電気式）の設定温度を1℃上げます。
- ②（冬季の場合）空調（電気式）の設定温度を1℃下げます。
- ③ 1台を除き、エレベータを停止します。
- ④ 照明を1/2とします。
- ⑤ 該当する市町へ情報提供します（前日のうちに周知）。

2 第2段階

(1) 状況

関係エリアに対し、政府が「電力需給ひっ迫警報」を発令したとき。

※あらゆる供給対策を踏まえても、広域予備率が3%を下回る見通しとなった場合、前日16:00を目途に警報が発令されます。

(2) 県の対応

- ① 可能な限り空調（電気式）を停止します（業務にあたって必要最低限のものを除く）。
- ② 照明を全て消します（業務にあたって必要最低限のものを除く）。
- ③ 該当する市町へ情報提供します（前日のうちに周知）。

3 共通事項

地域機関との情報共有は、各総合庁舎にあつては、総務部（管財課）、その他の単独庁舎にあつては、関係各部が対応します。

また、情報、通信機器等の安定のため、個別の空調システムにより温度等の管理を行っている箇所・施設については、引き続き空調を運転します。

なお、職員や来庁者等が、健康被害等を起こした場合に備えて、空調が可能な部屋等を確保するなど、健康管理に配慮します。

電力需給ひっ迫時における本会議及び委員会の対応について（案）

1 第1段階（電力需給ひっ迫注意報発令）となった場合

【本会議】

- ① 照明を1/2～2/3程度、減灯する。
- ② 空調の設定温度を、夏季の場合は1℃上げ、冬季の場合は1℃下げる。

【委員会】

- ① 委員会室の照明は外光の状況等により1/2～3/4程度、全員協議会室は1/2程度、減灯する。
- ② 空調の設定温度を、夏季の場合は1℃上げ、冬季の場合は1℃下げる。

2 第2段階（電力需給ひっ迫警報発令）となった場合

【本会議】

- ① 原則として、第1段階の対応を行った上で議事を継続する。
- ② 県内で停電が発生するなど電力需給が著しくひっ迫している場合であつて、議長が必要と認めたときは、議会運営委員会を開催して延会等の要否を協議する。
- ③ 上記②の対応は議事日程の区切りで行う。ただし、質疑、質問中にあつては質疑・質問者の区切りで行う。

【委員会】

- ① 原則として、第1段階の対応を行った上で議事は継続する。
- ② 県内で停電が発生するなど電力需給が著しくひっ迫している場合であつて、委員長が必要と認めたときは、閉会等の要否を委員会に諮る。